

中野区に死亡届を出された方へ

R3. 5

◎この届により、戸籍と住民票に死亡されたことが記載されます。

亡くなられた方の本籍と住民登録のある役所には、中野区から通知をします。

◎亡くなられたことにより、必要になるお手続きがあります。下表に主なものをご案内します。

表内の手続き場所・問い合わせ先は、中野区民の方が亡くなられ、中野区で該当のある場合のものになります。

中野区以外の方は、住民登録をしていた役所等の該当の各担当へお問い合わせいただき、お手続きをお願いします。

| 死亡された方が 下記に該当するとき | 手続き内容 | 手続き場所 | 手続き期間 | 問い合わせ先 |
|------------------------------------|--|-----------------------------|----------------|--|
| 住民票の世帯主だった | 中野区役所から手紙が届いた場合、手続きが必要になりますので来庁お願いします。 | 戸籍住民課(区役所1階) または地域事務所 | / | 住民記録係 3228-5500 |
| 住民基本台帳カードを持っていた | 返納される場合は、来庁される方のご本人確認書類(保険証等)をお持ちください。 | 戸籍住民課(区役所1階)または地域事務所 | / | マイナンバーカード交付係 3228-5423 |
| マイナンバーカード(個人番号カード)・個人番号通知カードを持っていた | 返納される場合は、来庁される方のご本人確認書類(保険証等)をお持ちください。ただし、他のお手続きの中で個人番号のわかる書類が必要になることがあります。返納の前にご確認ください。 | 戸籍住民課(区役所1階)または地域事務所 | / | マイナンバーカード交付係 3228-5423 |
| 住民票のある外国人の方 | 特別永住者証明書、在留カードの返納 | 地方出入国在留管理局 | 死亡日から14日以内 | 住民記録係 3228-5500 東京出入国在留管理局おだいば分室 3599-1068 |
| 国民健康保険にご本人が加入していた(75歳未満) | 葬祭費の請求 | 区役所2階1番 | 葬儀を行った翌日から2年以内 | 国保給付係 3228-5508 |
| | 亡くなられた方の保険証の返還 | / | | |
| 世帯員が国民健康保険に加入している | 亡くなられた方が世帯主だった場合は、加入している家族の保険証の書換えが必要です。 | 区役所2階5番 または地域事務所 | / | 資格賦課係 3228-5511 |
| 後期高齢者医療制度に加入していた | 葬祭費の請求 | 区役所2階6番 | 葬儀を行った翌日から2年以内 | 後期高齢者医療係 3228-8944 |
| | 保険証の返還 | | | |
| 介護保険に加入していた | 保険証の返還 | 区役所2階6番 | / | 介護資格保険料係 3228-6537 |
| 国民年金に加入していた。または国民年金を受給していた | 内容により手続き場所が違います。右記担当にご確認ください。 | 国民年金係(区役所1階) または中野年金事務所 | / | 国民年金係 3228-5514 中野年金事務所 3380-6111 |
| 18歳以下の児童の保護者であった | 児童手当の受給者変更及び、子ども医療費助成医療証の変更の手続きに関しては、右記担当にご確認ください。 | 区役所3階11番、地域事務所またはすこやか福祉センター | 死亡日から15日以内 | 子育て窓口 3228-5484 |
| | 児童扶養手当及び、ひとり親家庭等医療証に関しては、右記担当にご確認ください。 | 区役所3階11番 | / | 児童手当・子ども医療費助成係 3228-8952 |

■ 死亡届の『記載事項証明書』のご請求について

- ・ 提出先(年金事務所、共済組合等)が法律等で限定されていますので、申請書に請求事由と提出先を明記していただきます。
- ・ 請求事由が簡易生命保険受取の場合、保険証書を確認いたしますので、ご持参ください。
- ・ 平成19年10月1日以降に契約された「かんぽ生命保険」の保険金受取には、記載事項証明書が必要書類に該当しないため、発行できません。
- ・ 請求できる方は、利害関係人です。
- ・ 請求される方は、運転免許証等の本人確認書類と印鑑(認印)をお持ちください。
- ・ 受付窓口は、区役所1階2番戸籍係窓口(平日午前8時30分から午後5時まで)です。
- ・ 発行手数料は、一通350円です。

◎ 死亡届記載事項証明書は届書の保管期間を過ぎると請求自体ができなくなりますので、請求される前に必ず戸籍係3228-5503へお問い合わせください。

◆おもな証明書の種類と発行手数料

| | 証明書の名称 | 手数料 | 郵送請求の際の手数料 | 中野区役所本庁窓口の開庁時間 |
|---|---------------|------|------------|--|
| ア | 住民票の写し | 300円 | 400円 | 通常の平日は 午前8時30分から午後5時まで 毎週火曜日(祝日除く)は 午前8時30分から午後8時まで 日曜日は午前9時から午後4時まで *システム保守等で臨時閉庁する場合があります |
| イ | 戸籍の謄本または抄本 | 450円 | 450円 | |
| ウ | 戸籍の附票の写し | 300円 | 400円 | |
| エ | 戸籍の除籍謄本または抄本 | 750円 | 750円 | |
| オ | 改製原戸籍の謄本または抄本 | 750円 | 750円 | |

《上記の証明書の請求先》

ア→住民登録地の役所

イ、ウ、エ、オ→本籍地の役所

※ 中野区で請求できる上記の証明書の請求方法(郵送・窓口)の詳細につきましては、証明係3228-5501にお問い合わせください。

※ 区役所本庁舎の火曜延長窓口と日曜窓口でも、上記の証明書は原則ご請求いただけます。

◎火曜延長窓口と日曜窓口は節電やシステム保守などの為に実施しない場合があります。

また、業務内容が限られますので、事前に電話でお問い合わせいただくか、区のホームページをご確認の上ご来庁ください。

※上記ア、イ、ウの証明書は下記の地域事務所でも請求いただけます。

◆地域事務所一覧〔開庁時間：平日の午前8時30分から午後5時〕

| | 所在地 | 電話番号 |
|----------|---------------|-----------|
| 南中野地域事務所 | 中野区弥生町5-11-26 | 3382-1457 |
| 東部地域事務所 | 中野区中央2-18-21 | 3363-0752 |
| 江古田地域事務所 | 中野区江原町2-3-15 | 3954-6812 |
| 野方地域事務所 | 中野区野方5-3-1 | 3330-4201 |
| 鷺宮地域事務所 | 中野区鷺宮3-22-5 | 3330-4112 |